

寒川町契約規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が、次の各号 _____ に該当するものと認めるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第3条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で過去2年間に本町及び国(公社を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が、次の各号 <u>のいずれかに</u> 該当するものと認めるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>入札者が、過去5年間に本町又は国(公社を含む。)若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>_____</p> <p>(3) (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(入札保証金に<u>代る</u>担保)</p> <p>第10条 第7条の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(1) <u>国債及び地方債証券</u></p> <p>_____</p> <p>(2) <u>鉄道債権その他の政府保証のある債権</u></p> <p>(3) 銀行その他の確実と認める金融機関(以下「銀行」という。)が振り出し _____ 又は支払保証をした小切手</p> <p>(4) 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証 <u>及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から <u>第3号</u> のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とす</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(入札保証金に<u>代わる</u>担保)</p> <p>第10条 第7条の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(1) <u>国債(利付き国債に限る。)又は地方債の証券</u></p> <p>(2) <u>鉄道債券その他の政府保証のある債券</u></p> <p>(3) 銀行その他の確実と認める金融機関(以下「銀行」という。)が振り出し、<u>又は支払保証をした小切手</u></p> <p>(4) 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証 _____</p> <p>_____</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から <u>第4号</u> のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とす</p>

る。

(担保提供のさいの留意事項)

第11条 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

～略～

(最低制限価格の設定)

第14条 (略)

2 一般競争入札において、前項の規定により最低制限価格を付す必要があるときは、契約担当者がこれを付す必要があると認める理由並びに付そうとする最低制限価格の額及びその算出基礎を明らかにし、町長の決裁を受けなければならない。

～略～

(入札の無効)

第16条 入札に付した場合において申込の入札が次の各号のいずれかに該当するものは、当該入札は無効としなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 郵便により送付された入札書が所定の日時 _____ 場所に到着しないもの

(4) (略)

(5) 同一事項の入札について2__以上の入札書を提出したもの

(6) 他人の代理を兼ね__又は2人以上の代理をした者 _____

(7)～(9) (略)

～略～

(入札期日の延期等)

第19条 (略)

(再度入札)

第20条 政令第167条の8第3項の規定による再度入札は、1回とする。ただし、

る。

(担保提供の際の留意事項)

第11条 前条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

～略～

(最低制限価格の設定)

第14条 (略)

2 前項に規定するもののほか、最低制限価格については、別に定めるところによる。

～略～

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)・(2) (略)

(3) 郵便により送付された入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの

(4) (略)

(5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの

(6) 他人の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした者のした入札

(7)～(9) (略)

～略～

(入札 _____ の延期等)

第19条 (略)

(再度入札)

第20条 政令第167条の8第4項の規定による再度入札は、1回とする。ただし、

契約担当者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

～略～

(入札保証金の還付)

第24条 入札保証金は、開札終了後 _____
_____ 還付する。ただし、落札者に対し
ては _____、契約締結後 _____ 還付する。

2

落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(加える)

(入札経過調書 _____)

第25条 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書(第2号様式) _____
_____ を作成し、当該入札にかかる入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

～略～

(入札者の指名)

第28条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条の名簿に登録された者の中から、契約の履行が誠実かつ確実に認められる者を特別の事情がない限り 3人 以上指名しなければならない。

～略～

[随意契約]

第31条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ第12条の規定に準じ予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2人 以上から見積書を徴さなければならない。

2 (略)

～略～

契約担当者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

～略～

(入札保証金の還付)

第24条 入札保証金は、開札終了後 又は入札が中止され、若しくは取り消された場合に 還付する。ただし、落札者の 入札保証金は、 契約締結後 に 還付する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、 落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

3 第2項の規定により入札保証金を還付又は充当する場合には、 利子を付さない。

(入札経過調書 等)

第25条 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書(第2号様式) 又は入札結果を記録した書面 を作成し、当該入札にかかる入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

～略～

(入札者の指名)

第28条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条の名簿に登録された者の中から、契約の履行が誠実かつ確実に認められる者を特別の事情がない限り 3者 以上指名しなければならない。

～略～

[随意契約]

第31条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ第12条の規定に準じ予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2者 以上から見積書を徴さなければならない。

2 (略)

～略～

(契約保証金の免除)

第36条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が第3条(第27条で準用する場合を含む。)に規定する参加資格を有するもので過去2年間に本町及び国(公社を含む。)又は他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)・(7) (略)

(加える)

(契約保証金の免除)

第36条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去5年間に本町又は国(公社を含む。)若しくは他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)・(7) (略)

(契約保証金に代わる担保)

第36条の2 前条の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債(利付き国債に限る。)又は地方債の証券
- (2) 鉄道債券その他の政府保証のある債券
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

(契約保証金の還付)

第37条 契約保証金は、工事若しくは製造又は給付の確認又は検査が終了してから契約者から契約保証金還付請求書の提出を受けて還付するものとする。ただし、第51条及び第52条の規定による契約解除の場合は、契約保証金を没収するときを除き、契約を解除した後とする。

(入札保証金に関する規定の準用)

第38条 第10条及び第11条の規定は、契約保証金について準用する。_____

～略～

(契約金の支払)

第46条 (略)

(加える)

(前金払)

第47条 工事又は製造の請負契約を行う場合において、契約者が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の前払金保証を有するものと確認した場合においては、当該契約金額が1件300万円以上のものに限り、3,000万円を限度として、当該契約金額の100分の40を超えない範囲の額を前金払することができる。

(5) その他町長が確実と認める有価証券

2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第4号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。

(契約保証金の還付)

第37条 契約保証金は、工事若しくは製造又は給付の確認又は検査が終了してから契約者から契約保証金還付請求書の提出を受けて還付するものとする。ただし、第53条及び第54条の規定による契約解除の場合は、契約保証金を没収するときを除き、契約を解除した後とする。

(入札保証金に関する規定の準用)

第38条 _____第11条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同条中「入札保証金」とあるのは、「契約保証金」と読み替えるものとする。

～略～

(契約金の支払)

第46条 (略)

2 前項の契約金は、その正当な請求書を受理した日から起算して、工事請負契約にあっては40日以内に、その他の契約にあっては30日以内に支払うものとする。

(前金払)

第47条 契約金額が1件1,300,000円を超える工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)の工事請負契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の40を超えない範囲の額を前金払することができる。この場合において、契約金額が250,000,000円を超える工事請負契約については、100,000,000円を限度額とすることができる。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(前金払の申請 _____)

第48条 契約者が、前条 _____ の規定により前金払を受けようとするときは、
_____ 公共工事前金払申請書(第3号様式)に保証事業会社の保証証書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項 _____ の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否及び金額を決定し、公共工事前金払決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(加える)

2 前項の規定により前金払した工事が、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当するときは、当該契約金額の100分の20を超えない範囲の額を、中間前金払(同項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ)することができる。

3 継続費又は債務負担行為に係る契約について前金払をする場合における第1項及び前項並びに第49条の規定の適用については、これらの規定中「契約金額」とあるのは「各会計年度における出来高予定額」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する第1項及び第2項の規定にかかわらず、前会計年度末における出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達しないときは、出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前金払をすることができない。

5 第1項及び第2項(これらの規定を第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による前払金は、契約者の正当な請求書を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。

(前金払の申請 手続等)

第48条 契約者は、前条第1項の規定により前金払を受けようとするときは、契約締結の日から起算して20日以内に公共工事前金払申請書(第3号様式)に保証事業会社の保証証書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項又は第5項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否及び金額を決定し、公共工事前金払決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 契約者は、前条第2項の規定により中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書(第4号様式の2)を町長に提出して、中間前金払を受ける要

(加える)

(加える)

(前払金の変更)

第49条 町長は、前金払 _____
_____をした後に設計変更その他の理由
により契約変更を必要とする場合にお
いて、変更契約金額 _____が当初の契約金
額の100分の20以上増減したときは、そ
の増減した額について当初の契約金額
に対しすでに支払った前払金の比率に
より計算した額を追加払をし、又は還付
させることができる。

～略～

(部分払)

第51条 工事、製造その他についての請
負契約又は物件の購入契約において定
めがある場合 _____は、その完成前又
は完納前に既成部分又は既成部分に
応じてその代価の一部を支払うことが
できる。

2 前項の規定により部分払をする金額
は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該
各号に定める金額を超えないものとす
る。

(1) 工事、製造その他についての請負
_その既成部分に対する代価の100分
の90に相当する額

(2) 工事、製造その他についての請負
で既成部分が明確に分割できるもの_

件を備えていることの認定を受けなけ
ればならない。

4 町長は、前項の規定による認定請求を
受けたときは、速やかにその内容を審査
し、その適否を決定し、中間前金払認定
通知書(第4号様式の3)により請求者に
通知するものとする。

5 契約者は、前項の規定により中間前金
払を受ける要件を備えていることを認
定する旨の通知を受けて当該中間前金
払を申請するときは、当該認定の通知を
受けた日から起算して20日以内に公共
工事前金払申請書(第3号様式)に保証事
業会社の保証証書を添えて、町長に提出
しなければならない。

(前払金の変更)

第49条 町長は、前金払(中間前金払を含
む。)をした後に設計変更その他の理由
により契約変更を必要とする場合にお
いて、変更後の契約金額が当初の契約金
額の100分の20以上増減したときは、そ
の増減した額について当初の契約金額
に対し既に _____支払った前払金の比率に
より計算した額を追加払をし、又は返還
させることができる。

～略～

(部分払)

第51条 工事、製造その他についての請
負契約又は物件の購入契約において部
分払の定めをした場合は、その完成前又
は完納前に既成部分又は既納部分に
応じてその代価の一部を支払うことが
できる。

2 前項の規定により部分払をする額
は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該
各号に定める額を超えないものとす
る。

(1) 工事、製造その他についての請負
_その既成部分に対する代価の100分
の90に相当する額

(2) 工事、製造その他についての請負
で既成部分が明確に分割できるもの

__その既成部分に対する代価の全額に相当する額

(3) 物件の購入__その既納部分に対する代価に相当する額

3 政令附則第7条の規定による前金払をした工事についての部分払の額は、次の算式により算定する。

部分払の額 ≤ 出来高金額 × ((9 / 10) - (前払金額 / 契約金額))

(加える)

4 前2項の規定にかかわらず、工事、製造その他についての請負契約又は物件の購入契約で町長が特に認めるものについての部分払の額は、町長が定める。

(加える)

(加える)

(加える)

(_____違約金)

第52条 工事請負契約の履行遅滞にあつては、未支払契約額

_____につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定められた率

__その既成部分に対する代価の全額に相当する額

(3) 物件の購入__その既納部分に対する代価に相当する額

3 第47条第5項の規定による前金払をした工事についての部分払の額は、次の算式により算定する。

部分払の額 ≤ 出来高金額 × ((9 / 10) - (前払金額 / 契約金額))

4 前項の規定により算定した部分払金の支払をした後、再度部分払する場合は、前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とする。

5 前3項の規定にかかわらず、工事、製造その他についての請負契約又は物件の購入契約で町長が特に認めるものについての部分払の額は、町長が定める。

6 町長は、継続費又は債務負担行為に係る契約については、各会計年度における出来高予定額を定めるものとする。

7 第2項の規定にかかわらず、町長は、継続費又は債務負担行為に係る契約のうち国又は県の補助金の交付対象となった契約にあつては、出来高の全額について部分払をすることができる。

8 継続費又は債務負担行為に係る契約について部分払をする場合における第3項の規定の適用については、同項中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」とする。

(履行遅滞に伴う違約金)

第52条 契約に係る債務の履行遅滞にあつては、工事請負契約については契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する金額を控除した額、その他の契約については、契約金額から既成部分又は既納部分で使用した部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(金銭

_____を
乗じた額、その他の契約にあつては、遅
滞数1日につき未支払契約額の1,000分
の1に相当する額の違約金を徴収する。
ただし、当該計算方法により算出された
額が100円未満のとき、又は町長が災害
その他やむを得ない理由があると認め
たときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、契約金が未払の場合にあつては、契約金支払額から_____控除して徴収するものとする。

3 違約金の徴収日数の計算については、
検査に要した日数及び工事請負又は物
件の購入の検査に不合格となつた場合
におけるその手直し、補強又は引換えの
ためにする第1回の指定日数は、これを
算入しない。

(契約の解除)

第53条 契約担当者は、_____次の各
号のいずれかに該当する場合は、契約を
解除することができる。_____

(1) 履行期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

(2) 正当な理由がなく_____契約の履行の着手をしないとき。

(3) 工事請負契約にあつては、契約者が建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第1項の規定による登録のまつ消、同法第28条第2項若しくは第4項の規定による営業の停止又は同法第29条若しくは第29条の2の規定により登録の取消しを受けたとき。

(4) 契約締結後その入札について不正の行為があつたことを発見したとき。

(5) 法令(規則を含む。)の規定により

を目的とする消費貸借契約に係るもの
にあつては、利息制限法(昭和29年法律
第100号)第1条に規定する率の1.46倍を
超えない範囲で町長が別に定める率)を
乗じた額_____

_____の違約金を徴収する。
ただし、当該計算方法により算出された
額が100円未満のとき、又は町長が災害
その他やむを得ない理由があると認め
たときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、契約金額に未払金額がある場合にあつては、当該未払金額から控除して徴収するものとする。

3 第1項の遅延日数の計算については、
検査に要した日数及び工事請負又は物
件の購入の検査に不合格となつた場合
におけるその手直し、補強又は引換えの
ためにする第1回の指定日数は、これを
算入しない。

(契約の解除)

第53条 町長は、契約者が次の各
号のいずれかに該当する場合は、契約を
解除することができる。この場合におい
て、契約者が損害を受けても町長はその
賠償責任を負わない。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

(2) 正当な理由がなく、着手すべき期
日を過ぎても契約の履行の着手をし
ないとき。

(3) 工事請負契約にあつては、契約者が建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止又は同法第29条若しくは第29条の2の規定による許可の取消しを受けたとき。

(4) 契約の締結又は履行につき不正の
行為があつたとき。

(5) 法令(規則を含む。)の規定により

現 行

第3号様式(第48条関係)

公 共 工 事 前 金 払 申 請 書

(あて先) 寒川町長

年 月 日

	町長	副町長	部長	課長	副主幹等	主任
契約者(受注者)住所又は所在地						
氏名又は名称	代表者氏名					
	⑩					
工事の名称						
前金払申請額	変更後の申請額					
_____円	_____円					
契約金額	変更後の契約金額					
_____円	_____円					
契約年月日						
	年 月 日					
保証期間						
年 月 日から 年 月 日まで						
保証事業会社						
添付書類						
<input type="checkbox"/> 保証証書 <input type="checkbox"/>						

調査認定事項(この欄は、記入しないでください。)

- 申請のとおり前金払してよろしいか。
- 次の理由により前金払をしない。

改正案

第3号様式(第48条関係)

公共工事前金払申請書

(あて先) 寒川町長

年 月 日

	町長	副町長	部長	課長	副主幹等	担当
契約者(受注者)住所又は所在地						
氏名又は名称				代表者氏名		
⑩						
工事の名称						
<input type="checkbox"/> 前金払申請額 <input type="checkbox"/> 中間前金払申請額				変更後の申請額		
_____円				_____円		
契約金額				変更後の契約金額		
_____円				_____円		
契約年月日						
年 月 日						
保証期間						
年 月 日から 年 月 日まで						
保証事業会社						
添付書類						
<input type="checkbox"/> 保証証書 <input type="checkbox"/>						

調査認定事項(この欄は、記入しないでください。)

- 申請のとおり前金払・中間前金払してよろしいか。
- 次の理由により前金払・中間前金払をしない。

現 行

第4号様式(第48条関係)

公共工事前金払決定通知書

年 月 日

様

寒川町長

印

次のとおり決定しました。

工事の名称
決定区分 <input type="checkbox"/> 前金払する <input type="checkbox"/> 前金払しない
前金払決定額 _____ 円
追加払額 _____ 円

前金払しない理由

改正案

第4号様式(第48条関係)

公共工事前金払決定通知書

年 月 日

様

寒川町長

印

次のとおり決定したので通知します。

工事の名称
決定区分 <input type="checkbox"/> 前金払する <input checked="" type="checkbox"/> 中間前金払する <input type="checkbox"/> 前金払しない <input checked="" type="checkbox"/> 中間前金払しない
契約金額 _____ 円
<input type="checkbox"/> 前金払決定額 <input checked="" type="checkbox"/> 中間前金払決定額 _____ 円
追加払額 _____ 円

前金払・中間前金払しない理由

改正案

第 4 号様式の 2(第 48 条関係)

中間前金払認定請求書

年 月 日

(あて先) 寒川町長

次のとおり、中間前金払を受ける要件を備えていることの認定を請求します。なお、履行状況については、地方自治法施行規則附則第 3 条第 3 項各号に該当することを誓約します。

契約者(受注者)住所又は所在地	
氏名又は名称	代表者氏名 ⑩
工事の名称	
契約年月日 年 月 日	
契約期間 (工期) 年 月 日 から 年 月 日 まで	
契約金額 (A) _____ 円	※ 変更契約がなされている場合は、変更後の金額を記載してください。 ※ (B) + (C) は (A) の 60%以内。 ※ (C) は (A) の 20%以内。
前払金受領済額 (B) _____ 円	
中間前払金申請予定額 (C) _____ 円	
添付書類 1. 工事履行報告書 2. 工程表	

調査認定事項 (以下の欄は記入しないでください。)

地方自治法施行規則附則第 3 条第 3 項各号の要件を満たしていることの認定請求について、別添工事履行報告書等に基づき次のとおり決定してよろしいか。

課長	副主幹等	担当	決定区分	起案	年 月 日
			請求内容について <input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない	決裁	年 月 日

認定しない場合の理由

改正案

第4号様式の3(第48条関係)

中間前金払認定通知書

年 月 日

様

寒川町長



次のとおり決定したので通知します。

工事の名称
決定区分 上記工事について、中間前金払を受ける要件を備えていることを <input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定しない。
契約年月日 年 月 日
工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで 〔 継続費等に係る工事の場合の、該当の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 〕
契約金額 _____ 円 ※ 変更契約がなされている場合は、変更後の金額。
認定しない場合の理由